

災害時要援護者登録制度

問合せ…	長寿福祉課	長寿福祉係	525-7656
	障がい福祉課	障がい庶務係	525-3748
申請先…	長寿福祉課	長寿福祉係	
	障がい福祉課	障がい庶務係	
	各支所窓口		

災害時やそのおそれがある場合に、高齢の方や障がいをお持ちの方などで、人の支援を受けないと避難できない方（災害時要援護者）のために、安全な場所に避難する際、地域で支え合い、助け合う、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

対象者

在宅で生活する方で、次に該当する方です。

- 要介護3～5に認定されている方
- 65歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
- 療育手帳Aの交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている方
- 登録制度の趣旨に賛同し、登録を希望される方
(高齢者世帯、要介護認定2、身体障害者手帳3級、療育手帳Bなど)

申請に必要なもの

- 申請書
- 印かん

支援に向けて!

★ 災害時要援護者に登録するとどうなるの？

福島市、福島市消防本部、地元の自主防災組織、町内会、消防団、民生委員・児童委員など災害発生時に支援活動を行う方々や『地域支援者』の皆さんが登録情報を共有・活用させていただき、緊急時の情報伝達や避難誘導、安否確認などの支援活動がよりスムーズに行われるように、日頃から地域と皆さんが良好なコミュニケーションを図れるような『地域ぐるみの支援体制づくり』を進めます。

Q：『地域支援者』とは？

A：地域の各団体と協力し、ボランティア精神に基づいて要援護者の支援活動をしていただくご近所にお住まいの方です。

【地域の支援体制】

